

職業訓練受講中の 託児サービスのご案内

富山県が実施する職業訓練（技術専門学院または民間委託訓練）を受講される場合、以下の条件を満たす方は「託児サービス」を利用することができます。

利用対象者

以下の(1)～(3)のいずれにも該当する方

- (1) 次のどちらかの離職者を対象とする訓練コース(受講期間が1年を超えるものは除く。)を受講する方
 - ①富山県技術専門学院が実施する訓練コース
 - ②富山県が民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練コース
- (2) 乳児（満1歳に満たない者）又は幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）の保護者であって、(1)の訓練コースを受講することによって、当該乳幼児を保育できない方、かつ、同居親族その他の者が当該乳幼児を保育することができない方
- (3) 現在、年契約又は月ぎめ契約で(2)の乳幼児を保育施設等に預けていない方

託児サービスの内容

- (1) 上記の利用対象者に対して、訓練時間中及び休憩時間中に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」又は「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」を満たす保育内容を提供します。
- (2) 授乳・補水については託児サービス提供内容に含まれますが、食事等の補助については、託児サービス提供機関との協議のうえ、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定します。
- (3) 利用対象者自らが託児サービス提供場所までの送迎を行う必要があります。

定員

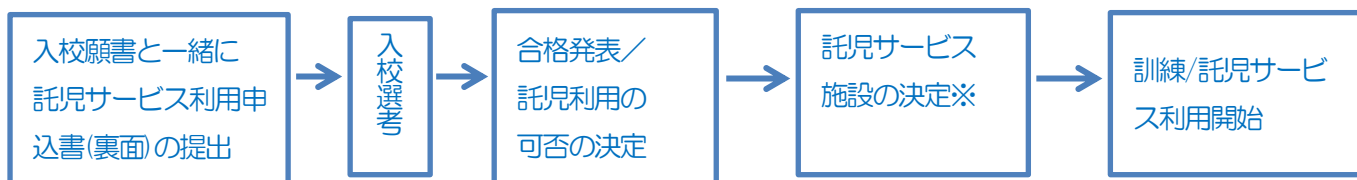
- 技術専門学院 1コースあたり2名程度(年間 8名まで)
民間委託訓練 1コースあたり2名程度(年間30名まで)

費用

託児サービス利用料は無料

※ ただし、実費(託児サービスに伴う給食、ミルク代・おやつ・替おむつ等)は利用者負担

託児サービス開始までの流れ



※1 技術専門学院または委託先の民間教育訓練機関より「利用施設及び託児内容等」について連絡します。

※2 希望される託児施設の事情等により利用できない場合があります。

(利用施設は、一時預かり事業を行っている託児施設であって、訓練期間中に受け入れ可能な施設に限ります。)

※3 託児施設の利用は、通常の保育と異なり、職業訓練事業の一環として県が実施するものです。利用者の方が自治体や託児施設に直接申し込みをされる必要はありません。(直接申し込みをされた場合、本サービスの対象となりませんのでご注意ください。)

問合せ先

富山県 労働政策課 TEL076-444-3260 又は技術専門学院 TEL076-451-8803